

議員提出議案第 2 号

地方分権の推進に関する意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、自治大臣、総務庁長官に意見書を提出する。

平成 8 年 3 月 2 2 日

提出者	三朝町議会議員	福 田 家 和
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 公 博
賛成者	三朝町議会議員	田 栗 公 雄
賛成者	三朝町議会議員	安 井 由 行
賛成者	三朝町議会議員	岡 嶋 達 雄
賛成者	三朝町議会議員	藤 井 享
賛成者	三朝町議会議員	岩 本 君 美

平 成 8 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

地方分権の推進に関する意見書

2 1 世紀を間近に控え、国民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる活力に満ちた地域社会の実現が強く求められている今日、我が国の中央集権型行財政システムをダイナミックに転換し、地方分権体制を確立することは、今や国民的最優先課題である。

昨年 5 月、われわれの永年の念願であった「地方分権推進法」が成立し、現在、地方分権推進委員会において、地方分権推進計画作成のための具体的な指針の勧告に関し、鋭意検討が進められている。

よって、地方分権推進委員会は、来る 3 月末にまとめられる中間報告において、国の事務をナショナルミニマムの維持・達成に係る基本的事項など真に国として必要なものに限定することを基本とした国と地方の役割分担の明確化、地方への権限移譲、機関委任事務制度の廃止、国の関与・必置規制・国の出先機関の抜本的見直し、国庫補助金の整理合理化、地方税財源の充実など、地方公共団体の総意を踏まえて、明確な判断と方向を示すとともに年内の出来るだけ早い時期に内閣に対し、具体的な指針を勧告されるよう強く要望

する。

政府においては、地方公共団体の意見を集約した地方 6 団体の意見書と委員会の勧告を最大限に尊重し、速やかに実効ある地方分権推進計画を作成のうえ、法の期限内に具体的措置の実現を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 8 年 3 月 2 2 日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会